

### 3. 殺虫剤に係る排出量

本項では下記の4分類の殺虫剤(表 3-1)に係る排出量の推計方法を示す。

表 3-1 家庭用殺虫剤等の分類

薬剤種類	対象害虫	主な散布主体
家庭用殺虫剤	衛生害虫(蚊、ハエ、ゴキブリ等薬機法で規定された虫)	家庭
防疫用殺虫剤		自治体、防除業者
不快害虫用殺虫剤	不快害虫(ダンゴムシ、ユスリカ等)	家庭
シロアリ防除剤	シロアリ	防除業者、家庭

参考:家庭用殺虫剤概論(Ⅲ):日本殺虫剤工業会(2006.11)

#### I. 家庭用殺虫剤

##### (1) 使用及び排出に係る概要

###### ① 使用されている物質

家庭で使用されている殺虫剤のうち、蚊、ハエ、ゴキブリ等の衛生害虫の駆除を目的とした殺虫剤を「家庭用殺虫剤」とした。これらの製品は全て薬機法に基づく医薬品又は医薬部外品に該当する。日本家庭用殺虫剤工業会会員企業及び同工業会の非会員企業へのアンケート調査によると、平成 29 年度に出荷された家庭用殺虫剤に含まれる対象化学物質は 12 物質(表 3-2)である。

表 3-2 家庭用殺虫剤に含まれる対象化学物質(平成 29 年度)

	対象化学物質名(物質番号)
有効成分	フィプロニル(22)、テトラメトリン(153)、ジクロロベンゼン(181)、フェンチオン(252)、ペルメトリン(350)、ほう素化合物(405)、ジクロルボス(457)
補助剤	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)(30)、クレゾール(86)、2,6-ジ-ターシャリ-ブチル-4-クレゾール(207)、ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)(407)、ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル(410)

注1:日本家庭用殺虫剤工業会、平成 29 年度調査等による。

注2:以降、「物質番号」は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令別表第一に規定された物質ごとの番号を指す。

###### ② 届出外排出量と考えられる排出

家庭用殺虫剤は主に一般家庭で用いられているため、その排出量の全量が届出外排出量に該当するとみなした。

### ③ 物質の排出

家庭用殺虫剤はエアゾール等によって散布される製品が多く、そのような製品は使用量の全量が環境中(大気)へ排出されるものと考えられる。主に家庭内(住宅内)で使われるため、床等に落下して付着することが考えられ、こういった数量も排出量に含めることとした。ただし、ベイト剤(ゴキブリ用の毒餌等)は使用後に残った量が廃棄物になるため、環境中への排出量から除外した。

### (2) 利用したデータ

推計に用いるデータは表 3-3 のとおりである。

表 3-3 家庭用殺虫剤の推計で利用したデータの種類(平成 29 年度)

データの種類		資料名等
①	家庭用殺虫剤としての対象化学物質別の全国出荷量(kg/年)	・日本家庭用殺虫剤工業会会員企業へのアンケート調査 ・同工業会の非会員企業へのアンケート調査 (平成 29 年度実績、環境省実施)
②	排出率(%)	－(排出率 100%(全量排出)と仮定(ベイト剤を除く))
③	都道府県別夏日日数(日/年)	気象統計情報(平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日、気象庁)
④	都道府県別世帯数(世帯)	住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数 (平成 30 年 1 月 1 日現在、総務省)

### (3) 推計方法の基本的考え方と推計手順

家庭用殺虫剤に係る排出量は、対象化学物質の全国出荷量が全量使用され、環境中に排出すると仮定し、日本家庭用殺虫剤工業会の会員企業及び非会員の家庭用殺虫剤製造事業者から得られた家庭用殺虫剤の全国出荷量データ、都道府県別の世帯数などの配分指標を使用して全国及び都道府県別の排出量を推計した。家庭用殺虫剤からの排出量の推計手順を図 3-1 に示す。なお、図中のデータ①～④の番号は表 3-3 の番号に対応している。

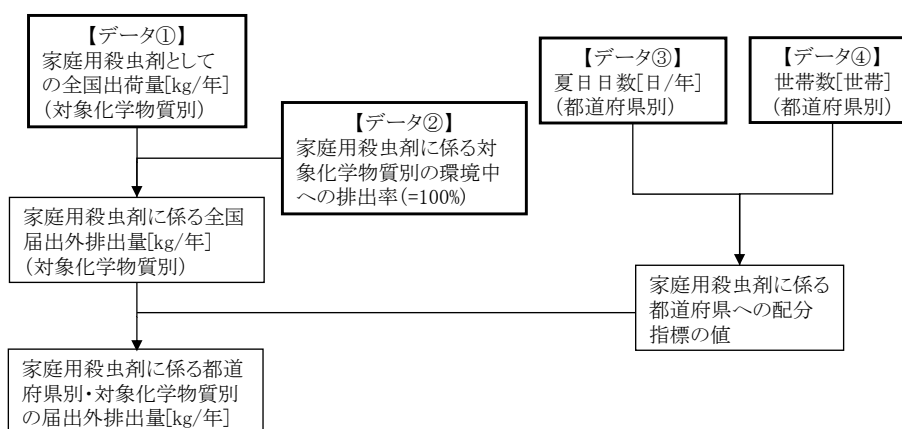


図 3-1 家庭用殺虫剤に係る排出量の推計フロー

#### (4) 推計方法の詳細

家庭用殺虫剤に係る排出量は、対象化学物質の全国出荷量が全量使用され、環境中に排出すると仮定して全国の排出量を算出し、それを都道府県に配分することにより都道府県別の排出量を推計した。具体的な数値の設定方法を①～④に示す。

##### ① 家庭用殺虫剤としての対象化学物質別全国出荷量

日本家庭用殺虫剤工業会の会員企業及び非会員の家庭用殺虫剤製造事業者に対して原材料出荷量のアンケート調査を行い、その結果(17社に発送、回答率76%)を用いた。

本データは平成29年4月～平成30年3月の全国出荷量を調査したものである。この調査結果による出荷量の合計を全国使用量とみなした(表3-4)。

表3-4 家庭用殺虫剤に係る全国の原材料使用量(平成29年度)

物質番号	対象化学物質名	全国の原材料使用量(kg/年)		
		ベイト剤以外	ベイト剤	合計
有効成分	22 フィプロニル		105	105
	153 テトラメトリン	19,172		19,172
	181 ジクロロベンゼン	18,938		18,938
	252 フェンチオン	1,885		1,885
	350 ペルメトリン	1,189		1,189
	405 ほう素化合物		18,917	18,917
	457 ジクロルボス	8,533		8,533
補助剤	30 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	4,415		4,415
	86 クレゾール	2,651		2,651
	207 2,6-ジ-ターシャリ-ブチル-4-クレゾール	960		960
	407 ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が14から15までのもの及びその混合物に限る。)	773		773
	410 ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル	719		719
合計		59,235	19,022	78,257

注1: 日本家庭用殺虫剤工業会会員企業及び非会員企業への環境省の実施したアンケート調査結果による。

注2: 「ほう素化合物」(物質番号:405)は換算係数(0.17=ほう素原子量(10.81)/ほう酸分子量(61.83))を考慮して元素換算した値。

##### ② 排出率

家庭用殺虫剤に含まれる対象化学物質の全量が環境中へ排出される(排出率=100%)とみなした。家庭用殺虫剤の場合はエアゾール式の製品が多く、水域や土壌への排出も考えにくいため、排出媒体は「大気」とみなした。ただし、ベイト剤(ゴキブリ用の毒餌等)に使用される「ほう素化合物」等については、廃棄物になる量が大部分と考えられ、環境中への排出量はごく微量と考えられるため、推計対象に含めていない。

### ③ 都道府県別夏日日数

全国の届出外排出量を各都道府県に配分するための配分指標として用いた。一般に衛生害虫の発生は 25℃程度の気温が目安とされていることから、家庭用殺虫剤の使用量は都道府県別夏日日数(气象台・測候所の日最高気温が 25℃以上の夏日の平均日数)に比例するとみなし、これを配分指標の1つとした。なお、東京都の夏日日数を1とした場合の各都道府県の値(補正係数)を表 3-5 に示す。

### ④ 都道府県別世帯数

家庭用殺虫剤の使用量は世帯数に比例するとみなし、都道府県別世帯数を都道府県への配分指標の1つとした。世帯数及び夏日日数を考慮した配分指標の値は表 3-6 のとおりである。なお、夏日日数及び世帯数による都道府県への配分指標の値は、日本家庭用殺虫剤工業会が会員企業数社を例に地域別の実際の販売傾向と比較した結果、概ね妥当であることが確認されている。

表 3-5 夏日による都道府県別補正係数(平成 29 年度)

都道府県名	平均夏日 日数	地点数	対象観測地点名						夏日補正 係数
1 北海道	29.0	22	稚内 旭川 帯広 苫小牧 紋別	北見枝幸 網走 釧路 浦河 広尾	羽幌 小樽 根室 江差	雄武 札幌 寿都 函館	留萌 岩見沢 室蘭 倶知安	0.225	
2 青森県	55.5	4	深浦	青森	むつ	八戸		0.430	
3 岩手県	66.3	3	大船渡	盛岡	宮古			0.514	
4 宮城県	69.5	2	仙台	石巻				0.539	
5 秋田県	85.0	1	秋田					0.659	
6 山形県	95.7	3	新庄	酒田	山形			0.742	
7 福島県	97.0	4	若松	福島	白河	小名浜		0.752	
8 茨城県	111.0	2	水戸	館野				0.860	
9 栃木県	65.5	2	宇都宮	日光				0.508	
10 群馬県	130.0	1	前橋					1.008	
11 埼玉県	131.0	2	熊谷	秩父				1.016	
12 千葉県	109.8	4	銚子	館山	勝浦	千葉		0.851	
13 東京都	129.0	1	東京					1.000	
14 神奈川県	126.0	1	横浜					0.977	
15 新潟県	105.0	2	新潟	高田				0.814	
16 富山県	113.0	2	伏木	富山				0.876	
17 石川県	113.0	2	輪島	金沢				0.876	
18 福井県	127.5	2	福井	敦賀				0.988	
19 山梨県	117.0	2	甲府	河口湖				0.907	
20 長野県	99.6	5	長野	松本	諏訪	軽井沢	飯田	0.772	
21 岐阜県	126.5	2	高山	岐阜				0.981	
22 静岡県	122.7	6	浜松 網代	御前崎	静岡	三島	石廊崎	0.951	
23 愛知県	139.0	2	名古屋	伊良湖				1.078	
24 三重県	131.3	4	上野	津	尾鷲	四日市		1.017	
25 滋賀県	122.0	1	彦根					0.946	
26 京都府	138.0	2	舞鶴	京都				1.070	
27 大阪府	139.0	1	大阪					1.078	
28 兵庫県	134.3	3	豊岡	姫路	神戸			1.041	
29 奈良県	138.0	1	奈良					1.070	
30 和歌山県	125.5	2	和歌山	潮岬				0.973	
31 鳥取県	131.0	3	境	米子	鳥取			1.016	
32 島根県	120.5	2	松江	浜田				0.934	
33 岡山県	139.0	2	津山	岡山				1.078	
34 広島県	136.7	3	広島	呉	福山			1.059	
35 山口県	136.0	3	萩	下関	山口			1.054	
36 徳島県	137.0	1	徳島					1.062	
37 香川県	143.5	2	多度津	高松				1.112	
38 愛媛県	147.0	2	松山	宇和島				1.140	
39 高知県	127.8	4	高知	宿毛	清水	室戸岬		0.990	
40 福岡県	144.0	2	福岡	飯塚				1.116	
41 佐賀県	156.0	1	佐賀					1.209	
42 長崎県	132.7	3	平戸	佐世保	長崎			1.028	
43 熊本県	152.3	3	熊本	人吉	牛深			1.181	
44 大分県	150.5	2	日田	大分				1.167	
45 宮崎県	145.3	4	延岡	都城	宮崎	油津		1.126	
46 鹿児島県	144.0	3	阿久根	鹿児島	枕崎			1.116	
47 沖縄県	213.0	2	那覇	名護				1.651	

平均夏日日数・観測地点名: 気象統計情報 (H29 年4月~H30 年3月, 気象庁)

注: 「夏日補正係数」とは東京都の夏日日数に対する当該道府県における夏日日数の比を示す。

表 3-6 家庭用殺虫剤に係る都道府県への配分指標の値(平成 29 年度)

都道府県名	世帯数 (a)	夏日補正係数 (b)	配分指標 =(a)×(b)	配分指標 構成比
1 北海道	2,772,845	0.225	624,330	1.14%
2 青森県	591,371	0.430	254,427	0.46%
3 岩手県	524,685	0.514	269,799	0.49%
4 宮城県	989,296	0.539	532,993	0.97%
5 秋田県	425,933	0.659	280,654	0.51%
6 山形県	413,685	0.742	306,790	0.56%
7 福島県	781,157	0.752	587,382	1.07%
8 茨城県	1,235,665	0.860	1,063,247	1.93%
9 栃木県	826,672	0.508	419,744	0.76%
10 群馬県	841,085	1.008	847,605	1.54%
11 埼玉県	3,259,736	1.016	3,310,275	6.02%
12 千葉県	2,851,491	0.851	2,425,978	4.41%
13 東京都	7,096,622	1.000	7,096,622	12.90%
14 神奈川県	4,280,874	0.977	4,181,319	7.60%
15 新潟県	895,463	0.814	728,865	1.33%
16 富山県	418,653	0.876	366,727	0.67%
17 石川県	482,491	0.876	422,647	0.77%
18 福井県	292,518	0.988	289,117	0.53%
19 山梨県	358,393	0.907	325,054	0.59%
20 長野県	866,562	0.772	669,066	1.22%
21 岐阜県	816,077	0.981	800,262	1.46%
22 静岡県	1,571,636	0.951	1,494,476	2.72%
23 愛知県	3,257,903	1.078	3,510,454	6.38%
24 三重県	789,961	1.017	803,739	1.46%
25 滋賀県	572,842	0.946	541,758	0.99%
26 京都府	1,210,844	1.070	1,295,321	2.36%
27 大阪府	4,261,381	1.078	4,591,721	8.35%
28 兵庫県	2,524,247	1.041	2,628,609	4.78%
29 奈良県	590,664	1.070	631,873	1.15%
30 和歌山県	440,666	0.973	428,710	0.78%
31 鳥取県	236,209	1.016	239,871	0.44%
32 島根県	290,245	0.934	271,120	0.49%
33 岡山県	841,911	1.078	907,175	1.65%
34 広島県	1,308,439	1.059	1,386,202	2.52%
35 山口県	660,004	1.054	695,818	1.27%
36 徳島県	334,916	1.062	355,686	0.65%
37 香川県	438,842	1.112	488,169	0.89%
38 愛媛県	653,377	1.140	744,546	1.35%
39 高知県	352,538	0.990	349,122	0.63%
40 福岡県	2,398,419	1.116	2,677,305	4.87%
41 佐賀県	330,790	1.209	400,025	0.73%
42 長崎県	633,972	1.028	651,992	1.19%
43 熊本県	776,133	1.181	916,519	1.67%
44 大分県	535,794	1.167	625,093	1.14%
45 宮崎県	523,791	1.126	589,772	1.07%
46 鹿児島県	807,682	1.116	901,599	1.64%
47 沖縄県	643,056	1.651	1,061,790	1.93%
合計	58,007,536	-	54,991,365	100%

世帯数:住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数(平成 30 年1月1日現在, 総務省)

注1:本表は世帯数及び夏日日数を考慮した場合の都道府県への配分指標の値である。

注2:夏日補正係数の小数点以下桁数の表示を3桁までに行っている関係で配分指標の数値が世帯数×夏日補正係数と一致しない場合がある。また、四捨五入の関係で、各列の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

(5) 推計結果

「V.殺虫剤に係る排出量推計結果」の項にまとめて示す。

## II. 防疫用殺虫剤

### (1) 使用および排出に係る概要

#### ① 使用されている物質

自治体や防除業者等が衛生害虫の駆除のために使用されている殺虫剤を本資料では「防疫用殺虫剤」とする。日本防疫殺虫剤協会会員企業及び同協会の非会員企業へのアンケート調査によると、平成 29 年度に出荷された防疫用殺虫剤に含まれる対象化学物質は 16 物質(表 3-7)である。なお、防疫用殺虫剤は全て薬機法に基づく医薬品又は医薬部外品に該当する。

表 3-7 防疫用殺虫剤に含まれる対象化学物質(平成 29 年度)

	対象化学物質名(物質番号)
有効成分	エトフェンプロックス(64)、テトラメトリン(153)、ジクロロベンゼン(181)、トリクロルホン(225)、ダイアジノン(248)、フェニトロチオン(251)、フェンチオン(252)、ペルメトリン(350)、ジクロロボス(457)
補助剤	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)(30)、エチルベンゼン(53)、キシレン(80)、クレゾール(86)、ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)(407)、ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル(408)、ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル(410)

注1:日本防疫殺虫剤協会調査(平成 29 年4月～平成 30 年3月実績)等への環境省によるアンケート調査。

注2:以降、「物質番号」は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令別表第一に規定された物質ごとの番号を指す。

#### ② 届出外排出量と考えられる排出

防疫用殺虫剤は自治体が側溝等に散布する場合、防除業者(建物サービス業に分類されると考えられる)がオフィスビルや店舗に散布する場合等、様々な場所で使用されている。防疫用殺虫剤を使用すると考えられる防除業者による使用量及び自治体による使用量は全て届出外排出量とみなした。

#### ③ 物質の排出

防疫用殺虫剤に含まれる対象化学物質の全量が環境中へ排出されるとみなした。側溝等への散布が主であるため、公共用水域への排出とみなした。

### (2) 利用したデータ

推計に用いるデータは表 3-8 のとおりである。



表 3-8 防疫用殺虫剤の推計で利用したデータの種類(平成 29 年度)(その1)

	データの種類	資料名等
①	防疫用殺虫剤としての対象化学物質別全国出荷量(kg/年)	・日本防疫殺虫剤協会会員企業へのアンケート調査 ・同協会の非会員企業へのアンケート調査 (平成 29 年度実績、環境省実施)
②	分野別の需要割合(%)	日本防疫殺虫剤協会へのヒアリング結果(平成 30 年 5 月)
③	排出率(%)	－(排出率 100%(全量排出)と仮定)
④	都道府県別下水道普及率(%)	平成 29 年度の都道府県別汚水処理人口普及状況 (国土交通省、農林水産省、環境省)
⑤	都道府県別世帯数(世帯)	住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数 (平成 30 年1月1日現在、総務省)
⑥	建築物ねずみ・こん虫等防除業登録営業所数(件)	平成 29 年度衛生行政報告例(厚生労働省統計表データベースシステム、平成 30 年 11 月公表)
⑦	都道府県別夏日日数(日/年)	気象統計情報 (平成 29 年4月1日～30 年3月 31 日、気象庁)

### (3) 推計方法の基本的考え方と推計手順

防疫用殺虫剤に係る排出量は、対象化学物質の全国出荷量が全量使用され、環境中に排出すると仮定し、日本防疫殺虫剤協会の会員企業及び非会員の防疫殺虫剤製造事業者から得られた防疫用殺虫剤の全国出荷量データ、都道府県別の世帯数、下水道普及率等などの配分指標を使用して全国の排出量を推計した。防疫用殺虫剤からの排出量の推計手順を図 3-2 に示す。なお、図中のデータ①～⑦の番号は表 3-8 の番号に対応している。

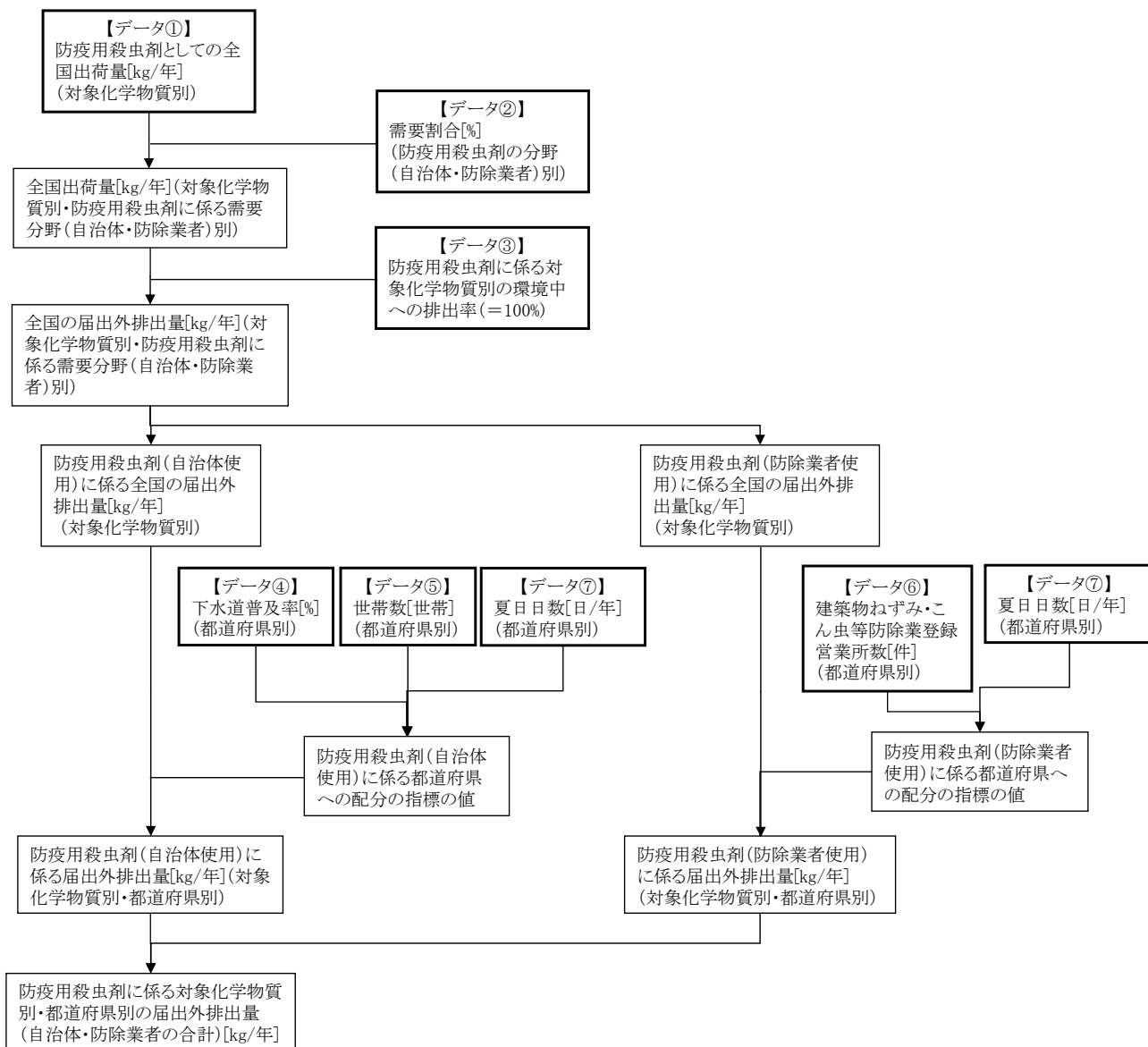


図 3-2 防疫用殺虫剤に係る排出量の推計フロー

#### (4) 推計方法の詳細

防疫用殺虫剤に係る排出量は、対象化学物質の全国出荷量が全量使用され、環境中に排出すると仮定して全国の排出量を算出し、それを都道府県に配分することにより都道府県別の排出量を推計した。具体的な数値の設定方法を①～④に示す。

##### ① 防疫用殺虫剤としての対象化学物質別全国出荷量

日本防疫殺虫剤協会の会員企業及び非会員の防疫殺虫剤製造事業者に対して原材料出荷量のアンケート調査を行い、その結果を使用した(8社に発送、回答率 100%)。同協会によると回答のあった企業による防疫用殺虫剤のシェアは9割以上あり、この調査で全国の防疫用殺虫剤に係る原材料出荷量は概ねカバーされていると考えられる。このため、この調査結果による出荷

量の合計を全国使用量とみなした。

## ② 分野別の需要割合

防疫用殺虫剤の主な需要分野は自治体、防除業者(建物サービス業の一部)である。分野別の需要割合は日本防疫殺虫剤協会へのヒアリング結果により、自治体が 35%、防除業者が 65%と設定した。防疫用殺虫剤に係る全国の需要分野別使用量を表 3-9 に示す。

表 3-9 防疫用殺虫剤に係る全国の需要分野別使用量(平成 29 年4月～平成 30 年3月)

物質 番号	対象化学物質名	全国の原材料使用量(kg/年)			
		自治体	防除業者	合計	
有効成分	64	エトフェンプロックス	416	773	1,190
	153	テトラメトリン	180	335	515
	181	ジクロロベンゼン	5,552	10,311	15,863
	225	トリクロルホン	92	171	263
	248	ダイアジノン	80	149	230
	251	フェニトロチオン	6,401	11,888	18,289
	252	フェンチオン	1,617	3,003	4,621
	350	ペルメトリン	577	1,072	1,649
	457	ジクロルボス	14,339	26,630	40,969
補助剤	30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	94	174	268
	53	エチルベンゼン	2,211	4,107	6,318
	80	キシレン	5,112	9,494	14,606
	86	クレゾール	592	1,099	1,690
	407	ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	335	621	956
	408	ポリ(オキシエチレン)＝オクチルフェニルエーテル	59	109	168
	410	ポリ(オキシエチレン)＝ノニルフェニルエーテル	427	794	1,221
合計		38,086	70,730	108,816	

注1:合計値は日本防疫殺虫剤協会の調査等による。

注2:自治体、防除業者による全国使用量は、後述する「②分野別の需要割合」により合計値を配分した。

## ③ 排出率

防疫用殺虫剤は側溝等への散布が主であるため、公共用水域へ排出され、使用された全量が環境中へ排出される(排出率=100%)ものとみなした。

## ④ 都道府県への配分指標

都道府県への配分指標は、表 3-10 のとおりである。

表 3-10 需要分野別都道府県への配分指標

需要分野	都道府県への配分指標
自治体	(1-下水道普及率)×世帯数×夏日補正係数(表 3-11 参照)
防除業者	建築物ねずみ・こん虫等防除業登録営業所数×夏日補正係数 (表 3-12 参照)

日本防疫殺虫剤協会によると、自治体が側溝等へ散布する防疫用殺虫剤の量は、世帯数に比例する傾向がある。また、自治体を使用する防疫用殺虫剤の主な散布場所は生活排水が流れる側溝等であり、一般に下水道の普及に伴い散布量が減少すると考えられることから、下水道普及率を世帯数と併せて自治体における使用量への配分指標の一つとした。さらに、衛生害虫の発生は気温に関係するため、都道府県別夏日日数を考慮した(表 3-11)。

防除業者の使用量については、建築物ねずみ・こん虫等防除業登録営業所数(衛生行政報告例(厚生労働省))を配分指標として用いた。ただし、建築物ねずみ・こん虫等防除業登録営業所は衛生害虫駆除業務以外の業務も行っているため、都道府県別の登録数が単純に防疫用殺虫剤の使用量に比例しないと考えられる。また、営業所の業務に占める衛生害虫駆除業務の比重には気象条件が影響し、平均気温の高い地域ほどその割合が高いものと考えられる。そこで、衛生害虫駆除業務以外の業務については気象条件による地域差がないと仮定し、建築物ねずみ・こん虫等防除業登録営業所における衛生害虫駆除業務の比重は、家庭用殺虫剤の地域補正と同様に、「⑦都道府県別夏日日数」に比例すると仮定した(表 3-12)。

表 3-11 防疫用殺虫剤(自治体使用)に係る都道府県への配分指標の値(平成 29 年度)

都道府県名	世帯数 (a)	夏日補正係数 (b)	下水道非普及率(c)	配分指標=(a)×(b)×(c)	配分指標構成比
1 北海道	2,772,845	0.225	9.0%	56,191	0.49%
2 青森県	591,371	0.430	40.2%	102,320	0.90%
3 岩手県	524,685	0.514	40.8%	110,197	0.97%
4 宮城県	989,296	0.539	18.9%	100,486	0.88%
5 秋田県	425,933	0.659	35.5%	99,677	0.87%
6 山形県	413,685	0.742	23.6%	72,514	0.64%
7 福島県	781,157	0.752	47.1%	276,648	2.43%
8 茨城県	1,235,665	0.860	38.2%	405,993	3.56%
9 栃木県	826,672	0.508	33.8%	141,682	1.24%
10 群馬県	841,085	1.008	46.2%	391,564	3.43%
11 埼玉県	3,259,736	1.016	19.2%	636,245	5.58%
12 千葉県	2,851,491	0.851	25.8%	625,661	5.49%
13 東京都	7,096,622	1.000	0.5%	32,711	0.29%
14 神奈川県	4,280,874	0.977	3.3%	138,086	1.21%
15 新潟県	895,463	0.814	25.0%	182,377	1.60%
16 富山県	418,653	0.876	15.2%	55,732	0.49%
17 石川県	482,491	0.876	16.5%	69,704	0.61%
18 福井県	292,518	0.988	20.5%	59,146	0.52%
19 山梨県	358,393	0.907	34.1%	110,947	0.97%
20 長野県	866,562	0.772	16.3%	109,339	0.96%
21 岐阜県	816,077	0.981	24.2%	193,612	1.70%
22 静岡県	1,571,636	0.951	36.9%	551,165	4.83%
23 愛知県	3,257,903	1.078	22.0%	773,687	6.79%
24 三重県	789,961	1.017	46.4%	373,055	3.27%
25 滋賀県	572,842	0.946	10.3%	55,820	0.49%
26 京都府	1,210,844	1.070	5.6%	72,469	0.64%
27 大阪府	4,261,381	1.078	4.2%	194,696	1.71%
28 兵庫県	2,524,247	1.041	7.1%	186,309	1.63%
29 奈良県	590,664	1.070	20.1%	127,114	1.11%
30 和歌山県	440,666	0.973	72.8%	312,030	2.74%
31 鳥取県	236,209	1.016	29.5%	70,650	0.62%
32 島根県	290,245	0.934	51.7%	140,289	1.23%
33 岡山県	841,911	1.078	32.8%	297,808	2.61%
34 広島県	1,308,439	1.059	25.3%	351,067	3.08%
35 山口県	660,004	1.054	34.4%	239,125	2.10%
36 徳島県	334,916	1.062	81.9%	291,445	2.56%
37 香川県	438,842	1.112	55.2%	269,284	2.36%
38 愛媛県	653,377	1.140	46.3%	344,628	3.02%
39 高知県	352,538	0.990	62.1%	216,747	1.90%
40 福岡県	2,398,419	1.116	18.4%	493,918	4.33%
41 佐賀県	330,790	1.209	39.7%	158,755	1.39%
42 長崎県	633,972	1.028	37.7%	245,747	2.16%
43 熊本県	776,133	1.181	31.7%	290,917	2.55%
44 大分県	535,794	1.167	49.5%	309,590	2.72%
45 宮崎県	523,791	1.126	40.6%	239,645	2.10%
46 鹿児島県	807,682	1.116	58.0%	522,960	4.59%
47 沖縄県	643,056	1.651	28.5%	302,230	2.65%
合計	58,007,536	-	-	11,401,979	100%

世帯数:住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数(平成 30 年1月1日現在,総務省)

下水道普及率:平成 29 年度末の都道府県別汚水処理人口普及状況(下水道に限る)(国土交通省)

注1:本表は世帯数、下水道普及率及び夏日日数を考慮した場合の都道府県への配分指標の値である。

注2:夏日補正係数の小数点以下桁数の表示を3桁までにしていない関係で配分指標の数値が世帯数×夏日補正係数×下水道非普及率み・こん虫等防除業登録営業所数×夏日補正係数と一致しない場合がある。また、四捨五入の関係で、各列の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

表 3-12 防疫用殺虫剤(防除業者使用)に係る都道府県への配分指標の値(平成 29 年度)

都道府県名	建築物ねずみ・こ ん虫等防除業登 録営業所数(a)	夏日補正係数 (b)	配分指標 =(a)×(b)	配分指標 構成比
1 北海道	118	0.225	27	1.04%
2 青森県	41	0.430	18	0.69%
3 岩手県	26	0.514	13	0.52%
4 宮城県	62	0.539	33	1.30%
5 秋田県	31	0.659	20	0.80%
6 山形県	29	0.742	22	0.84%
7 福島県	53	0.752	40	1.55%
8 茨城県	64	0.860	55	2.15%
9 栃木県	27	0.508	14	0.53%
10 群馬県	22	1.008	22	0.86%
11 埼玉県	94	1.016	95	3.72%
12 千葉県	74	0.851	63	2.45%
13 東京都	293	1.000	293	11.42%
14 神奈川県	166	0.977	162	6.32%
15 新潟県	34	0.814	28	1.08%
16 富山県	27	0.876	24	0.92%
17 石川県	47	0.876	41	1.60%
18 福井県	18	0.988	18	0.69%
19 山梨県	17	0.907	15	0.60%
20 長野県	40	0.772	31	1.20%
21 岐阜県	54	0.981	53	2.06%
22 静岡県	101	0.951	96	3.74%
23 愛知県	119	1.078	128	5.00%
24 三重県	52	1.017	53	2.06%
25 滋賀県	36	0.946	34	1.33%
26 京都府	35	1.070	37	1.46%
27 大阪府	179	1.078	193	7.52%
28 兵庫県	75	1.041	78	3.04%
29 奈良県	30	1.070	32	1.25%
30 和歌山県	31	0.973	30	1.18%
31 鳥取県	24	1.016	24	0.95%
32 島根県	32	0.934	30	1.17%
33 岡山県	61	1.078	66	2.56%
34 広島県	89	1.059	94	3.67%
35 山口県	32	1.054	34	1.31%
36 徳島県	26	1.062	28	1.08%
37 香川県	23	1.112	26	1.00%
38 愛媛県	29	1.140	33	1.29%
39 高知県	10	0.990	10	0.39%
40 福岡県	131	1.116	146	5.70%
41 佐賀県	17	1.209	21	0.80%
42 長崎県	44	1.028	45	1.76%
43 熊本県	35	1.181	41	1.61%
44 大分県	29	1.167	34	1.32%
45 宮崎県	36	1.126	41	1.58%
46 鹿児島県	50	1.116	56	2.18%
47 沖縄県	42	1.651	69	2.70%
合計	2,705	-	2,566	100%

注1:「建築物ねずみ・こん虫等防除業登録営業所数」は平成 29 年度衛生行政報告例 第4表(厚生労働省統計表データベースシステム、平成 30 年 11 月公表)による。

注2:本表は建築物ねずみ・こん虫等防除業登録営業所数と夏日日数を考慮した場合の都道府県への配分指標の値である。

注3:夏日補正係数の小数点以下桁数の表示を 3 桁までにしていない関係で配分指標の数値が建築物ねずみ・こん虫等防除業登録営業所数×夏日補正係数と一致しない場合がある。また、四捨五入の関係で、各列の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

(5) 推計結果

「V.殺虫剤に係る排出量推計結果」の項にまとめて示す。

### III. 不快害虫用殺虫剤

#### (1) 使用および排出に係る概要

##### ① 使用されている物質

家庭で使用されている殺虫剤のうち、蚊やハエ等の衛生害虫に該当しない昆虫(ダンゴムシ、ユスリカ等)の駆除を目的とした殺虫剤を本資料では「不快害虫用殺虫剤」とする。生活害虫防除剤協議会会員企業及び同協議会の非会員企業へのアンケート調査によると、平成 29 年度に出荷された不快害虫用殺虫剤に含まれる対象化学物質は 13 物質である(表 3-13)。

表 3-13 不快害虫用殺虫剤に含まれる対象化学物質(平成 29 年度)

	対象化学物質名(物質番号)
有効成分	フィプロニル(22)、エトフェンプロックス(64)、トラロメリン(139)、フェンプロパトリン(140)、テトラメリン(153)、フェントロチオン(251)、ペルメリン(350)、ほう素化合物(405)、カルバリル(427)、フェノブカルブ(428)
補助剤	2, 6-ジ-ターシャリ-ブチル-4-クレゾール(207)、デカノール(257)、ドデシル硫酸ナトリウム(275)

注1:生活害虫防除剤協議会による調査(平成 29 年4月～平成 30 年3月実績)等による。

注2:以降、「物質番号」は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令別表第一に規定された物質ごとの番号を指す。

##### ② 届出外排出量と考えられる排出

不快害虫用殺虫剤は主に一般家庭で用いられており、その排出量の全量が届出外排出量に該当するとみなした。

##### ③ 物質の排出

不快害虫用殺虫剤に含まれる対象化学物質の全量が環境中へ排出されるとみなした。家庭の庭先等に散布するケースが多いと考えられるため、土壌への排出とみなした。

#### (2) 利用したデータ

推計に用いるデータは表 3-14 のとおりである。

表 3-14 不快害虫用殺虫剤の推計で利用したデータの種類(平成 29 年度)

	データの種類	資料名等
①	不快害虫用殺虫剤としての対象化学物質別の全国出荷量(kg/年)	・生活害虫防除剤協議会会員企業へのアンケート調査 ・同協議会の非会員企業へのアンケート調査 (平成 29 年度実績、環境省実施)
②	排出率(%)	－(排出率 100%(全量排出)と仮定)
③	都道府県別夏日日数(日/年)	気象統計情報 (平成 29 年4月1日～30 年3月 31 日、気象庁)



	データの種類	資料名等
④	都道府県別世帯数(世帯)	住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数 (平成 30 年1月1日現在、総務省)

### (3) 推計方法の基本的考え方と推計手順

不快害虫用殺虫剤に係る排出量は、対象化学物質の全国出荷量が全量使用され、環境中に排出されると仮定し、生活害虫防除剤協議会の会員企業及び非会員の不快害虫用殺虫剤製造事業者から得られた不快害虫用殺虫剤の全国出荷量データ、都道府県別の世帯数などの配分指標を使用して全国及び都道府県別の排出量を推計した。不快害虫用殺虫剤からの排出量の推計手順を図 3-3 に示す。なお、図中のデータ①～④の番号は表 3-14 に対応している。

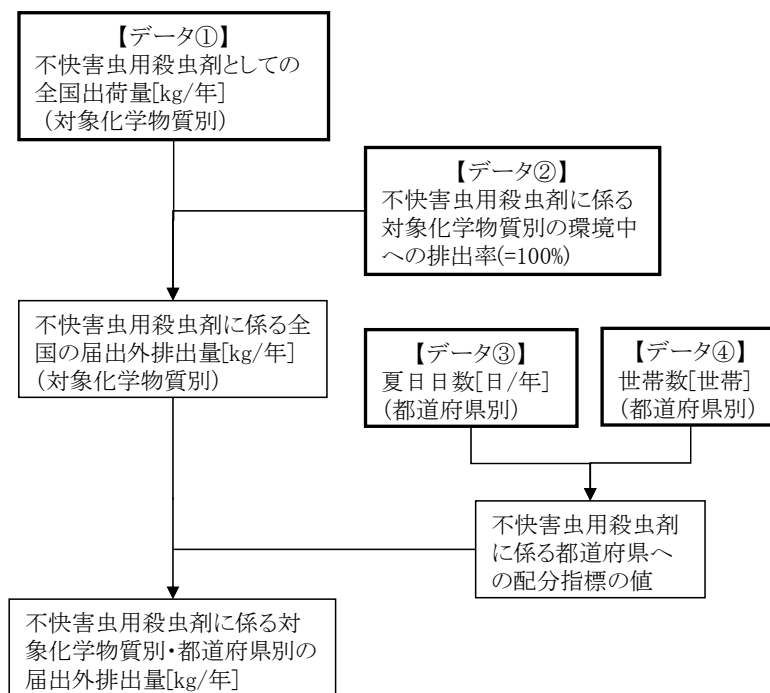


図 3-3 不快害虫用殺虫剤に係る排出量の推計フロー

### (4) 推計方法の詳細

不快害虫用殺虫剤に係る排出量は、対象化学物質の全国出荷量が全量使用され、環境中に排出すると仮定して全国の排出量を算出し、それを都道府県に配分することにより都道府県別の排出量を推計した。具体的な数値の設定方法を①～③に示す。

#### ① 不快害虫用殺虫剤としての対象化学物質別全国出荷量

生活害虫防除剤協議会の会員企業及び非会員の不快害虫用殺虫剤製造事業者に対して原材料出荷量のアンケート調査を行い、その結果を使用した(22社に発送、回答率 77%)。この調査結果による出荷量の合計を全国使用量とみなした(表 3-15)。

表 3-15 不快害虫用殺虫剤に係る全国の原材料使用量(平成 29 年度)

物質 番号	対象化学物質名	全国使用量 (kg/年)
22	フィプロニル	32
64	エトフェンプロックス	452
139	トラロメトリン	987
140	フェンプロバトリン	286
153	テトラメトリン	14,815
207	2, 6-ジ-ターシャリ-ブチル-4-クレゾール	648
251	フェニトロチオン	295
257	デカノール	0.90
275	ドデシル硫酸ナトリウム	6.0
350	ペルメトリン	1,956
405	ほう素化合物	764
427	カルバリル	11,359
428	フェノブカルブ	4,783
合 計		36,384

注:生活害虫防除剤協議会の調査(平成 29 年4月～平成 30 年3月実績)等による。

② 排出率

不快害虫用殺虫剤は家庭の庭先等に散布する機会が多いと考えられるため、土壌へ排出され、使用された全量が土壌へ排出される(排出率=100%)ものとみなした。

③ 都道府県への配分指標

都道府県への配分指標は、家庭用殺虫剤と同様に家庭が主な使用場所であることより、「I 家庭用殺虫剤」と同様とみなした。

(5) 推計結果

「V.殺虫剤に係る排出量推計結果」の項にまとめて示す。

## IV. シロアリ防除剤

### (1) 使用および排出に係る概要

#### ① 使用されている物質

新築及び既存の建築物において使用されているシロアリ防除剤(建築物用)を推計対象とした。建物の周辺の土壌に薬剤を散布する場合や木材表面に薬剤を噴霧する場合等がある。(公社)日本しろあり対策協会の会員企業及び非会員企業へのアンケート調査によると、平成29年度に出荷されたシロアリ防除剤に含まれる対象化学物質は25物質(表3-16)である。

表3-16 シロアリ防除剤に含まれる対象化学物質(平成29年度)

	対象化学物質名(物質番号)
有効成分	フィプロニル(22)、エトフェンプロックス(64)、テブコナゾール(117)、トラロメトリン(139)、テトラメトリン(153)、プロピコナゾール(171)、デカン酸(256)、ペルメトリン(350)、ほう素化合物(405)、フェノブカルブ(428)
補助剤	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)(30)、エチルベンゼン(53)、エチレングリコールモノエチルエーテル(57)、キシレン(80)、コバルト及びその化合物(132)、2,6-ジターシャリーブチル-4-クレゾール(207)、ドデシル硫酸ナトリウム(275)、1,2,4-トリメチルベンゼン(296)、1,3,5-トリメチルベンゼン(297)、トルエン(300)、ナフタレン(302)、ノニルフェノール(320)、ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)(407)、ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル(410)、メチルナフタレン(438)

注1:(公社)日本しろあり対策協会会員企業等へのアンケート調査による(平成30年11月)。

注2:以降、「物質番号」は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令別表第一に規定された物質ごとの番号を指す。

#### ② 届出外排出量と考えられる排出

シロアリ防除剤は、業務用と家庭用の2つに区分することができる。業務用は、新築及び既築の住宅等でシロアリ防除業者又は建設業者により散布される製剤である。家庭用の製品はホームセンター等で小売りされるものであり、シロアリ防除業者等も購入可能であるが、主に家庭での使用とみなした。シロアリ防除業者や建設業者は対象業種ではなく、業務用、家庭用のシロアリ防除剤に係る対象化学物質の排出は全て届出外排出量となる。

#### ③ 物質の排出

環境中への排出率を厳密に設定することは困難だが、使用量の全量が環境中へ排出されるとみなした。建物周辺の土壌への散布等により使用されるため、土壌への排出とみなした。

## (2) 利用したデータ

推計に用いるデータは表 3-17 のとおりである。

表 3-17 シロアリ防除剤に係る排出量の推計で利用したデータの種類(平成 29 年度)

	データの種類	資料名等
①	シロアリ防除剤としての需要分野別・対象化学物質別の全国出荷量(kg/年)	・(公社)日本しろあり対策協会の会員企業へのアンケート調査 ・同協会の非会員企業へのアンケート調査 (平成 29 年度実績、環境省実施)
②	排出率(%)	－(排出率 100%(全量排出)と仮定)
③	全国のストック住宅の戸数(戸)	家庭用エネルギーハンドブック(2014 年版) (株)住環境計画研究所、2014 年)
④	全国の着工新設住宅戸数(戸/年)	建築着工統計調査(平成 26 年度分)(国土交通省)
⑤	構造別・階数別の建築物の延べ床面積(m <sup>2</sup> )	建築着工統計調査(平成 29 年度分)(国土交通省)
⑥	都道府県別・構造別の建築物の着工床面積(m <sup>2</sup> /年)	
⑦	地域ブロック別の新築及び既築建築物におけるシロアリ予防対策の割合(%)	シロアリ被害実態調査報告書 (平成 14 年 1 月、(社)日本しろあり対策協会)
⑧	既築建築物に対する処理の周期(年)	(社)日本しろあり対策協会へのヒアリング調査による (平成 15 年 10 月)
⑨	都道府県別のシロアリ防除施工業者数(件)	(公社)日本しろあり対策協会(平成 29 年度会員名簿)

## (3) 推計方法の基本的考え方と推計手順

シロアリ防除剤に係る排出量は、対象化学物質の全国出荷量が全量使用され、環境中に排出されると仮定し、(公社)日本しろあり対策協会の会員企業を中心とした防除薬剤製造・販売会社 34 社から得られた需要分野別の全国出荷量データ、地域別の新築及び既築建築別におけるシロアリ予防対策の割合、都道府県別のシロアリ防除施工業者数などの配分指標を使用して全国及び都道府県別の排出量を推計した。シロアリ防除剤からの排出量の推計手順を図 3-4 に示す。なお、図中のデータ①～⑨の番号は表 3-17 の番号に対応している。

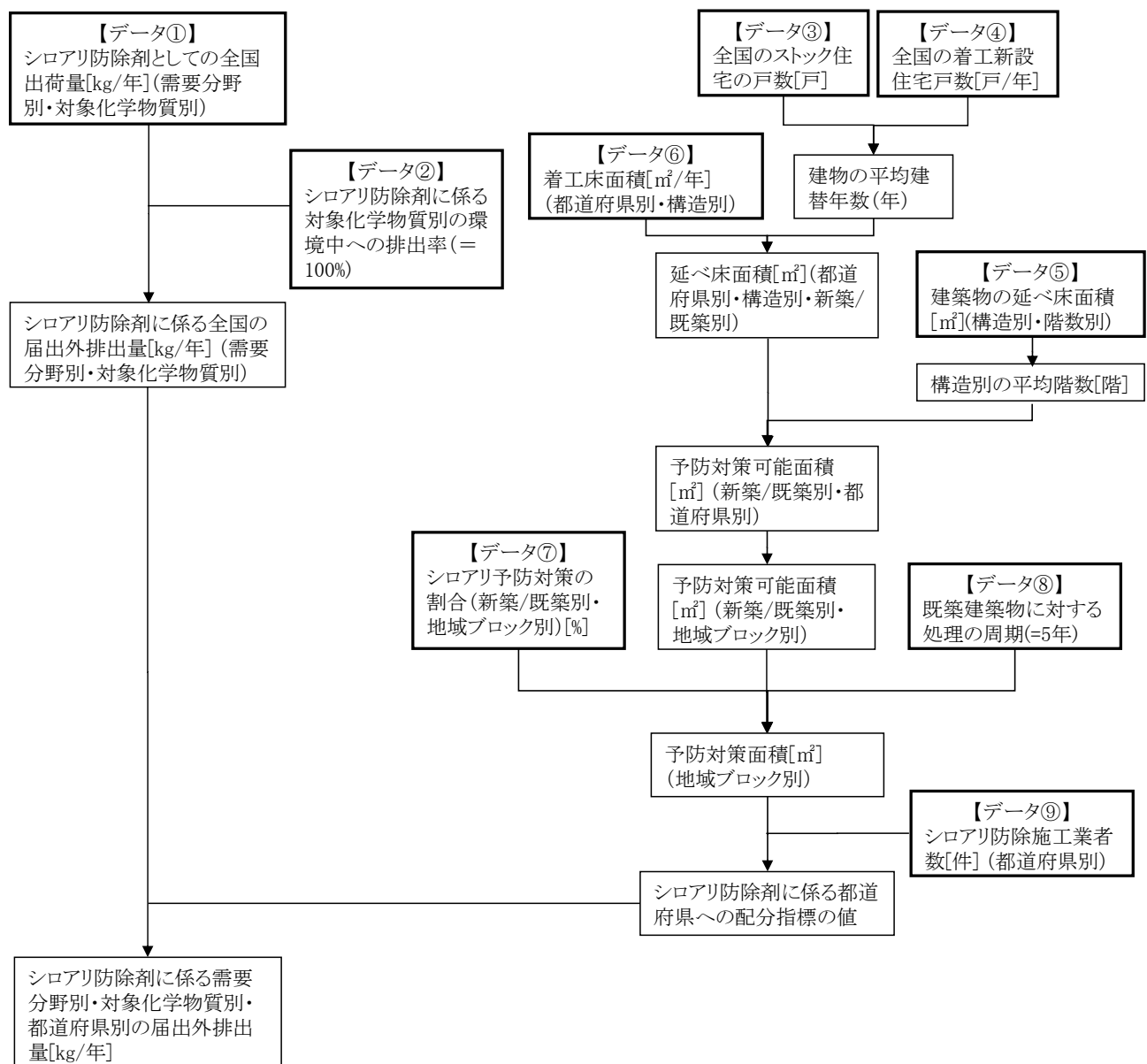


図 3-4 シロアリ防除剤に係る排出量の推計フロー

#### (4) 推計方法の詳細

シロアリ防除剤に係る排出量は、対象化学物質の全国出荷量が全量使用され、環境中に排出すると仮定して全国の排出量を算出し、それを都道府県に配分することにより都道府県別の排出量を推計した。具体的な数値の設定方法を①～③に示す。

##### ①シロアリ防除剤としての対象化学物質別全国出荷量

(公社)日本しろあり対策協会の会員企業を中心とした防除薬剤製造・販売会社 34 社に対し実施した全国出荷量のアンケート調査結果を用いた(34社に発送、回答率 88%)。

なお、表 3-18 に示すデータは平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月の全国出荷量を調査したものである。この調査結果による出荷量の合計を全国使用量とみなした。

表 3-18 シロアリ防除剤に係る全国の原材料使用量(平成 29 年度)

物質 番号	対象化学物質名	全国使用量(kg/年)		
		業務用	一般消費者 用	合計
22	フィプロニル	3,240		3,240
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	1,661		1,661
53	エチルベンゼン	99	503	602
57	エチレングリコールモノエチルエーテル	930		930
64	エトフェンプロックス	1,449	216	1,665
80	キシレン	177	4,061	4,238
117	テブコナゾール	513		513
132	コバルト及びその化合物	0.50	1.5	2.0
139	トラロメリン		126	126
153	テトラメリン		4.2	4.2
171	プロピコナゾール	2,071		2,071
207	2,6-ジーターシャリーブチル-4-クレゾール		0.080	0.080
256	デカン酸	255		255
275	ドデシル硫酸ナトリウム	0.90		0.90
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	1,313	25,541	26,853
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	379	10,366	10,744
300	トルエン	108	80	188
302	ナフタレン	1.0	41	42
320	ノニルフェノール	14		14
350	ペルメリン	616	478	1,094
405	ほう素化合物		110	110
407	ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)		186	186
410	ポリ(オキシエチレン)＝ノニルフェニルエーテル	15	213	229
428	フェノブカルブ又はBPMC	373		373
438	メチルナフタレン		38	38
合 計		13,215	41,964	55,179

注1:(公社)日本しろあり対策協会会員等へのアンケート調査による(平成 30 年 11 月)。

注2:四捨五入の関係で、各行及び各列の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

## ②排出率

環境中への排出率を厳密に設定することは困難だが、ここでは「安全側に立つ」という原則に従い、使用量の全量が土壌に排出される(排出率=100%)ものとみなした。

### ③都道府県への配分指標

新築建築物と既築建築物ではシロアリ防除剤の使用状況が大きく異なることから、これらを考慮した配分指標とした。

建築物のライフサイクルを仮定するために、全国のストック住宅の戸数と毎年の新築住宅の戸数の累計について、利用したデータとして

表 3-17 の③及び④に示すデータを比較した。2012 年のストック住宅<sup>注</sup>の戸数は約 5,000 万戸であり、これは 2012 年から 38 年程度遡った累積新築住宅戸数に相当することから、住宅の平均建替年数は 38 年と仮定した。また、既築建築物への処理は5年に1回の周期で行うことが推奨されているため、築年数が5年経過するごとに処理が行われるものと仮定した。

新築建築物と既築建築物のシロアリ防除の割合(表 3-19)が地域ブロック別に把握できることから、地域ブロック別の新築建築物と既築建築物の床面積を算出し、重み付けすることで地域ブロック別の配分指標の値を算出した(表 3-21)。また、地域ブロック内の都道府県別の内訳は施工業者数に比例すると仮定した(表 3-22)。

なお、シロアリ防除剤は木造建築物以外に鉄筋コンクリート等の構造でも使用されるため、全ての構造の建築物についての延べ床面積を

表 3-17 の⑥のデータから算出し、また、木造や鉄筋鉄骨コンクリート造では建物の階数が大きく違うため、構造別の平均階数(表 3-20)を考慮し、シロアリ防除を行うことができる面積(土壌処理面積相当)を算出した。

表 3-17 の⑤及び⑥のデータでは 1987 年度以前のデータは掲載されていないため、2026 年度までは、1988 年度以降当該年度までの毎年蓄積されたデータを用い、2027 年度以降は、直近の 38 年間のデータを用いて推計していくこととする。

木造住宅と鉄筋鉄骨コンクリート造等の構造におけるシロアリ防除の状況は全く同じではないが、差異が定量的に把握できないため、ここでは同じとみなした。また、九州・沖縄地区では2階部を処理する頻度が他地域よりも高いことが知られているが、定量的な差異が把握できないため考慮していない。

---

<sup>注</sup> ストック住宅：現存する戸建て住宅、長屋建住宅、集合住宅戸数の推計値の合計(家庭用エネルギーハンドブック(2014年版)((株)住環境計画研究所、2014年))

表 3-19 地域ブロック別の新築及び既築建築物におけるシロアリ予防対策の割合

ブロック名	都道府県名	予防対策の割合	
		既築	新築
北海道・東北	北海道、青森県、秋田県、岩手県、宮城県、山形県、福島県	4.0%	38.5%
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、山梨県	12.7%	37.5%
中部	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	13.9%	41.9%
関西	富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	11.3%	33.3%
中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	9.8%	33.5%
四国	香川県、徳島県、高知県、愛媛県	12.5%	39.7%
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県、熊本県、大分県、鹿児島県	19.9%	47.4%
沖縄	沖縄県	14.6%	57.0%

出典：シロアリ被害実態調査報告書（（社）日本しろあり対策協会、平成 14 年 1 月）

注：ブロック名は出典の記述に従っている。

表 3-20 建物の構造別平均階数

構 造	平均階数(階)
木造	2.0
鉄骨鉄筋コンクリート造	9.1
鉄筋コンクリート造	9.1
鉄骨造	4.0
コンクリートブロック造	1.4
その他	2.8

注：表 3-17 の⑤より、階数別の延べ床面積で加重平均して算出。

表 3-21 地域ブロック別の予防対策面積

ブロック名	予防対策可能面積(千 m <sup>2</sup> )		予防対策の割合		予防対策面積(千 m <sup>2</sup> /年)		
	既築	新築	既築	新築	既築	新築	合計
1 北海道・東北	244,851	5,457	4.0%	38.5%	1,978	2,099	4,078
2 関東	642,084	16,710	12.7%	37.5%	16,283	6,273	22,556
3 中部	234,814	5,813	13.9%	41.9%	6,542	2,436	8,978
4 関西	305,004	7,138	11.3%	33.3%	6,893	2,379	9,272
5 中国	101,597	2,424	9.8%	33.5%	1,993	812	2,805
6 四国	55,353	1,292	12.5%	39.7%	1,384	513	1,897
7 九州	173,833	4,674	19.9%	47.4%	6,915	2,215	9,130
8 沖縄	10,751	408	14.6%	57.0%	313	232	545
合計	1,768,287	43,916			42,302	16,959	59,261

注1：「予防対策可能面積」は「構造別の延べ床面積」/「構造別の平均階数」の値を算出し、合計した値を示す。「既築」は昭和 63 年度～平成 29 年度末の延べ床面積より算出。

注2：「予防対策の割合」は表 3-19 の再掲。

注3：「予防対策面積」は「予防対策可能面積」に「予防対策の割合」を乗じ、既築建築物は5年に1回の周期で処理をするものとした。

注4：四捨五入の関係で、各行及び各列の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。



表 3-22 シロアリ防除剤に係る都道府県への配分指標の値(平成 29 年度)

都道府県		施工業者数 (件)	都道府県別予防対 策面積(千 m <sup>2</sup> )	配分指標 構成比
1	北海道	6	627	1.1%
2	青森県	2	209	0.4%
3	岩手県	6	627	1.1%
4	宮城県	12	1,255	2.1%
5	秋田県	3	314	0.5%
6	山形県	4	418	0.7%
7	福島県	6	627	1.1%
8	茨城県	14	1,805	3.0%
9	栃木県	8	1,031	1.7%
10	群馬県	8	1,031	1.7%
11	埼玉県	22	2,836	4.8%
12	千葉県	15	1,933	3.3%
13	東京都	53	6,831	11.5%
14	神奈川県	25	3,222	5.4%
15	新潟県	12	1,547	2.6%
16	富山県	6	412	0.7%
17	石川県	7	481	0.8%
18	福井県	7	481	0.8%
19	山梨県	4	516	0.9%
20	長野県	14	1,805	3.0%
21	岐阜県	11	1,283	2.2%
22	静岡県	25	2,915	4.9%
23	愛知県	27	3,148	5.3%
24	三重県	14	1,632	2.8%
25	滋賀県	8	549	0.9%
26	京都府	15	1,030	1.7%
27	大阪府	45	3,091	5.2%
28	兵庫県	23	1,580	2.7%
29	奈良県	8	549	0.9%
30	和歌山県	16	1,099	1.9%
31	鳥取県	4	190	0.3%
32	島根県	5	238	0.4%
33	岡山県	13	618	1.0%
34	広島県	18	856	1.4%
35	山口県	19	903	1.5%
36	徳島県	10	474	0.8%
37	香川県	6	285	0.5%
38	愛媛県	16	759	1.3%
39	高知県	8	379	0.6%
40	福岡県	38	2,313	3.9%
41	佐賀県	13	791	1.3%
42	長崎県	14	852	1.4%
43	熊本県	14	852	1.4%
44	大分県	7	426	0.7%
45	宮崎県	22	1,339	2.3%
46	鹿児島県	42	2,556	4.3%
47	沖縄県	31	545	0.9%
全 国		706	59,261	100.0%

注:施工業者数は(公社)日本しろあり対策協会会員名簿(平成 29 年度)による。

(5) 推計結果

「V. 殺虫剤に係る排出量推計結果」の項にまとめて示す。

## V. 殺虫剤に係る排出量推計結果

家庭用殺虫剤、防疫用殺虫剤、不快害虫用殺虫剤、シロアリ防除剤を合計すると、全国の届出外排出量は約 260t であり、有効成分のジクロルボス、ジクロロベンゼン及びテトラメトリン等の排出量が多い(表 3-23・図 3-5)。

表 3-23 殺虫剤に係る排出量推計結果(平成 29 年度)

物質 番号	対象化学物質名	年間排出量(kg/年)				
		家庭用 殺虫剤	防疫用 殺虫剤	不快害 虫用殺 虫剤	シロアリ 防除剤	合計
22	フィプロニル			32	3,240	3,272
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	4,415	268		1,661	6,345
53	エチルベンゼン		6,318		602	6,920
57	エチレングリコールモノエチルエーテル				930	930
64	エトフェンプロックス		1,190	452	1,665	3,307
80	キシレン		14,606		4,238	18,844
86	クレゾール	2,651	1,690			4,341
117	テブコナゾール				513	513
132	コバルト及びその化合物				2.0	2.0
139	トラロメトリン			987	126	1,113
140	フェンプロパトリン			286		286
153	テトラメトリン	19,172	515	14,815	4.2	34,506
171	プロピコナゾール				2,071	2,071
181	ジクロロベンゼン	18,938	15,863			34,801
207	2, 6-ジターシャリーブチル-4-クレゾール	960		648	0.080	1,608
225	トリクロルホン		263			263
248	ダイアジノン		230			230
251	フェニトロチオン		18,289	295		18,584
252	フェンチオン	1,885	4,621			6,506
256	デカン酸				255	255
257	デカノール			0.90		0.90
275	ドデシル硫酸ナトリウム			6.0	0.90	6.9
296	1, 2, 4-トリメチルベンゼン				26,853	26,853
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン				10,744	10,744
300	トルエン				188	188
302	ナフタレン				42	42
320	ノニルフェノール				14	14
350	ペルメトリン	1,189	1,649	1,956	1,094	5,888
405	ほう素化合物			764	110	874
407	ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	773	956		186	1,914
408	ポリ(オキシエチレン)＝オクチルフェニルエーテル		168			168
410	ポリ(オキシエチレン)＝ノニルフェニルエーテル	719	1,221		229	2,169
427	カルバリル			11,359		11,359
428	フェノブカルブ			4,783	373	5,156
438	メチルナフタレン				38	38
457	ジクロルボス	8,533	40,969			49,502
	合計	59,235	108,816	36,384	55,179	259,614

注：四捨五入の関係で、各行及び各列の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

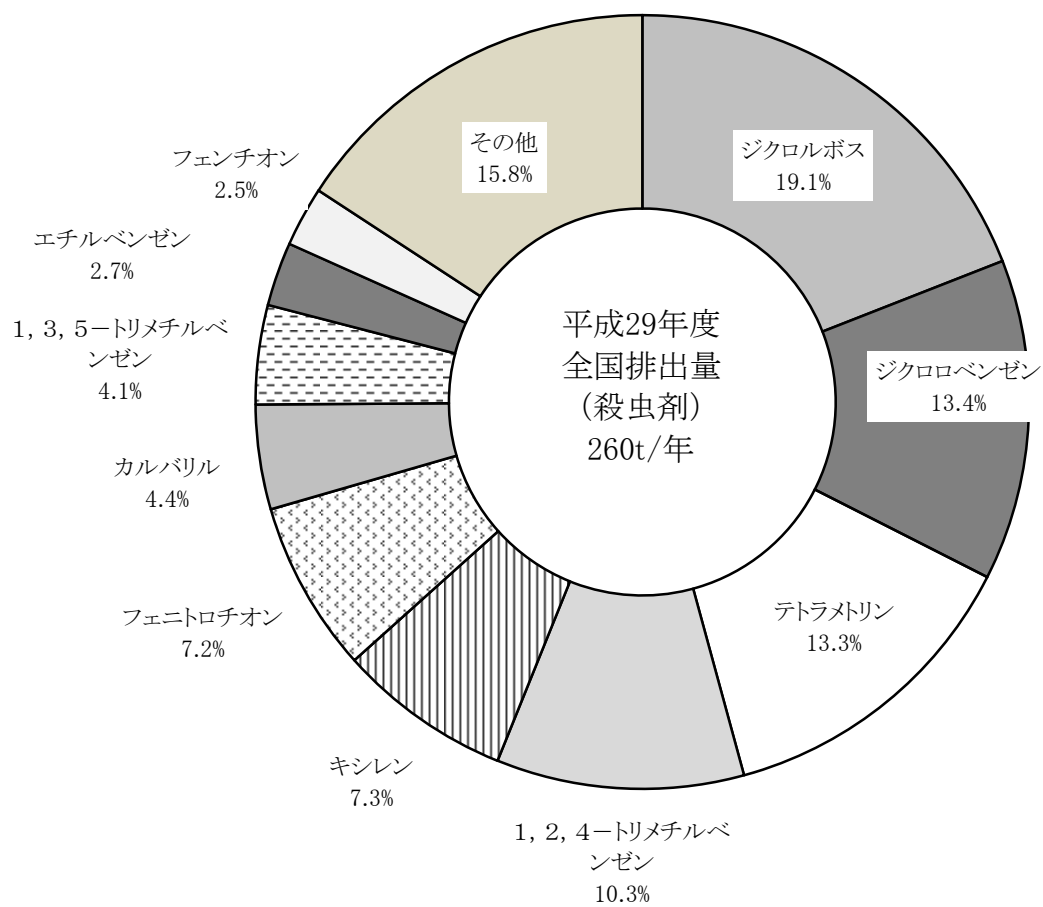


図 3-5 「殺虫剤」に係る排出量推計結果(平成 29 年度:全国)